

平成27年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
健康医療課	歯科医師等派遣事業委託	歯科医師歯科衛生士を歯科標榜のない病院へ派遣し、口腔機能管理を行う業務	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県歯科医師会	5,900,000	滋賀県歯科医師会は歯科医師を会員とする団体であり、このような派遣を行えるのは、滋賀県歯科医師会の他にない。	2	3イ
子ども・青少年局	少子化対策機運醸成発信事業業務委託	少子化対策ポータルサイト等構築業務	平成27年12月3日	アインズ株式会社 大津営業所	6,285,600	本事業の実施にあたっては、ポータルサイトのデザインや、サイトコンセプト、見易さ、操作のしやすさ、より効果的な情報提供手法等、高い企画力や高度な知識が必要不可欠であり、競争入札に適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため	2	4